

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	五
○県道の路線変更	(道路課)	五
○公有水面埋立ての免許出願(二件)	(河川課)	五
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一〇
○都市計画の変更	(同)	一〇
○都市計画変更案の縦覧	(同)	一〇
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一一
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		一一
○衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数		一一
○まだら固定式さし網漁業の制限		一六
○流し網漁業等の制限		一六
○仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限		一九
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催		一九

告 示

○宮城県告示第九百一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇一三三	石巻市社協ホームヘルパーセンター北上 石巻市北上町十三番 字吉浜二百六十六番 地	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一〇二〇〇一四一	石巻市社協ホームヘルパーセンター河北 石巻市小船越字山畑 四百七十七番五十四号	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一〇二〇〇一五八	石巻市社協ホームヘルパーセンター河南 桃生 石巻市前谷地字黒沢 前三十五番地	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一〇二〇〇一六六	石巻市社協ホームヘルパーセンター雄勝 石巻市雄勝町小島字 和田百二十三番地	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一〇二〇〇一七四	石巻市社協ホームヘルパーセンター 石巻市中央二丁目四 番二十号	居宅介護	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一〇三〇〇〇八一	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター 塩釜市北浜四丁目六 番五十二号	居宅介護	社会福祉法人 塩釜市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四一一四〇〇〇七〇	社会福祉法人東松島市社会福祉協議会 東松島市小松字上浮 足二百五十二番三三 号	居宅介護	社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会	平成二十四年 十月一日
○四七〇五〇〇一〇二	ハック訪問看護ステーション 気仙沼市魚市場前一 番一号	居宅介護	株式会社ハック	平成二十四年 十月一日
○四一〇二〇〇一二五	ばんぶきん介護センター 石巻市丸井戸三丁目 三番八号	居宅介護 重度訪問介護	有限会社 エイ・エイ・エス	平成二十四年 十月一日

〇四一〇二〇〇一八二	ばんびぎん介護センター 石巻市蛇田字新金沼 三百六十三番地	重度訪問介護	ばんびぎん株式会社	平成二十四年 十月一日
〇四一〇二〇〇三三二	医療法人社団 健育 会ひまわり在宅ケア ステーション 石巻市開成一番二十 五号	重度訪問介護	医療法人社団 健育会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇二〇〇二九九	まきへるのお家いしの まきへるパーステー ション 石巻市向陽町三丁目 二十六番一號	重度訪問介護	社会福祉法人 こいぶ福祉会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇二〇〇三八〇	せんだんの杜ものう 訪問介護事業所 石巻市桃生町中津山 字八木四十六番二號	重度訪問介護	社会福祉協法人 東北福祉協会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇三〇〇〇五七	まごころ塩釜 塩釜市袖野田町三十 九番二號	重度訪問介護	特定非営利活 動法人まごころ るサービス塩 釜センター	平成二十四年 十月一日
〇四一〇三〇〇〇六五	ケア・サービス・ワ タナベ 塩釜市旭町十七番七 ・二百一號	重度訪問介護	株式会社ケ ア・サービス・ ワタナベ	平成二十四年 十月一日
〇四一〇三〇〇一〇七	アースサポート塩釜 塩釜市旭町十八番十 三號	重度訪問介護	アースサポ ー株式会社	平成二十四年 十月一日
〇四一〇六〇〇〇八四	株式会社ほほえみの 里 白石市白川小興字表 前六十八番地	重度訪問介護	株式会社ほほ えみの里	平成二十四年 十月一日
〇四一〇六〇〇一〇〇	社会福祉協法人白石市 社会福祉協議会 指 定居宅介護事業所 白石市福岡蔵本字茶 園六十二番地の一	重度訪問介護	社会福祉法 人白石市社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇〇五八	在宅介護支援事業所 爽秋会みのり 名取市植松一丁目一 番二十四号	重度訪問介護	株式会社爽秋 会みのり アムデイカサル ポイント	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇〇六六	有限会社東北福祉サ ービス 名取市大手町五丁目 十二番地の五	重度訪問介護	有限会社東北 福祉サービス	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇〇八二	NPO法人なとりホ ームヘルプ協会 名取市高館吉田字真	重度訪問介護	特定非営利活 動法人なとり ホームヘルプ	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇〇九〇	坂十番一號 有限会社よつば介護 サービス 名取市大手町五丁目 十番地の五 ホーム大手A棟一〇 二號室	重度訪問介護	有限会社よつ ば介護サービ ス	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇一〇八	バイタルケア名取 市下余田字鹿島 十番地	重度訪問介護	株式会社バイ タルケア	平成二十四年 十月一日
〇四一〇七〇〇二二四	ニチイケアセンター 名取市植松四丁目十 七番十二號	重度訪問介護	株式会社ニチ イ学館	平成二十四年 十月一日
〇四一〇一〇〇〇五〇	デイケア桜有限会社 岩沼市桜二丁目三番 三十九號	重度訪問介護	株式会社ニチ イ学館 デイケア桜有 限会社	平成二十四年 十月一日
〇四一〇一〇〇〇六八	ニチイケアセンター 岩沼市中央一丁目五 番三十四號	重度訪問介護	株式会社ニチ イ学館	平成二十四年 十月一日
〇四一〇二〇〇〇九〇	有限会社はさま看護 婦・家政婦紹介所 登米市迫町佐沼字中 江二丁目二十一番地	重度訪問介護	有限会社はさ ま看護婦・家 政婦紹介所	平成二十四年 十月一日
〇四一〇二〇〇一四〇	登米市社協米山訪問 介護事業所 登米市米山町西野字 古館廻八番地	重度訪問介護	社会福祉法 人登米市社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇三〇〇〇九八	社会福祉協法人栗原市 社会福祉協議会 栗 原市社協居宅介護事 業所 栗原市薬師三丁目 六番二號	重度訪問介護	社会福祉法 人栗原市社会福 祉協議会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇三〇〇一三〇	J A 栗つこケアサー ビス相談センター 栗原市金成沢辺木戸 口五十番地	重度訪問介護	栗つこ農業協 同組合	平成二十四年 十月一日
〇四一〇四〇〇〇八八	社会福祉法人慶和会 ヘルパーステーショ ン花いちもんめ 東松島市赤井字七反 谷地七十三番地の二	重度訪問介護	社会福祉法 人慶和会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇四〇〇一四六	鳴瀬ヘルパーステー ション 東松島市牛網字駅前 二丁目二十九番十号	重度訪問介護	社会福祉法 人やすらぎ会	平成二十四年 十月一日
〇四一〇五〇〇〇九三	大崎市社会福祉協議 会	居宅介護	社会福祉法 人	平成二十四年 十月一日

〇四二二八〇〇〇四七	財団法人 宮城厚生協会 なかにいださつきヘルパーステーション 加美郡加美町字矢越三百四十五番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	財団法人宮城厚生協会	平成二十四年十月一日
〇四一〇二〇〇四六三	セントケア石巻東石巻市垂水町一丁目六番六号	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成二十四年十一月一日
〇四一〇九〇〇一六一	ここみヘルパーステーション 多賀城市城南一丁目十五番十七号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ここみケア	平成二十四年十一月一日

○宮城県告示第九百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業杭ヶ浦地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十二月三日から平成二十五年一月七日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第九百三二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一

般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二二八	整理番号	旧新別	路 線 名	終 起 点 点	重要な経過地
	新	旧	大島浪板線	大島浪板線	
			大島浪板線	気仙沼市大島 気仙沼市浪板 気仙沼市東八幡前	

○宮城県告示第九百四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、次のとおり免許出願があつた。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部河川課及び宮城県東部土木事務所で行う。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十四年十月二十二日

二 出願人の名称

東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所長 井上 晋一

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(1)点から(4)点までを順次結んだ線及び(4)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域

の地点

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒

(1)点 基点から 一五七度〇三分三一秒 一〇〇・八四メートルの地点

(2)点 (1)点から 一一〇度二〇分四一秒 四・〇六メートルの地点

五 鉄道用地
縦覧の期間

告示の日から三週間

○宮城県告示第九百五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部河川課及び宮城県東部土木事務所で行う。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十四年十月二十二日

二 出願人の名称

宮城県漁業協同組合代表理事理事長 阿部 力太郎

三 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(1)点から(19)点までを順次結んだ線及び(19)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒

の地点

- (1)点 基点から 一六三度〇八分三三秒 六五・一八メートルの地点
- (2)点 (1)点から 一六三度〇三分三二秒 一・五九メートルの地点
- (3)点 (2)点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点
- (4)点 (3)点から 一四五度四六分二秒 二・八一メートルの地点
- (5)点 (4)点から 一三四度二六分〇二秒 九・四五メートルの地点
- (6)点 (5)点から 一三四度〇一分二九秒 七・三一メートルの地点
- (7)点 (6)点から 一三五度五一分五〇秒 七・三六メートルの地点
- (8)点 (7)点から 一二八度二〇分〇〇秒 六・三〇メートルの地点

(三) 面積

七三六・七三平方メートル

2 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

東松島市大塚字東三十九番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次に掲げる(1)点から(14)点までを順次結んだ線及び(14)点から(1)点を結んだ線により囲まれた区域

域

基点 二級基準点北緯三八度二分四四・五三三五秒東経一四一度〇七分五四・〇一〇六秒

の地点

- (1)点 基点から 一七三度三六分〇四秒 六三・九二メートルの地点
- (2)点 (1)点から 九五度二七分二秒 五・一八メートルの地点
- (3)点 (2)点から 一六三度〇三分三二秒 一・五九メートルの地点
- (4)点 (3)点から 一五四度四三分三四秒 三・六九メートルの地点
- (5)点 (4)点から 一四五度四六分二秒 二・八一メートルの地点
- (6)点 (5)点から 一三四度二六分〇二秒 九・四五メートルの地点
- (7)点 (6)点から 一三四度〇一分二九秒 七・三一メートルの地点
- (8)点 (7)点から 一三五度五一分五〇秒 七・三六メートルの地点
- (9)点 (8)点から 一二八度二〇分〇〇秒 六・三〇メートルの地点
- (10)点 (9)点から 二〇三度〇〇分〇一秒 一五・二八メートルの地点
- (11)点 (10)点から 二九八度二分三〇秒 〇・六八メートルの地点
- (12)点 (11)点から 二九八度二分二八秒 四・五九メートルの地点
- (13)点 (12)点から 二九八度三分三六秒 六・〇四メートルの地点
- (14)点 (13)点から 二九五度四一分〇秒 四・四〇メートルの地点
- (15)点 (14)点から 二九六度〇九分三八秒 五・三八メートルの地点
- (16)点 (15)点から 二九三度二分四一秒 四・八四メートルの地点
- (17)点 (16)点から 二九九度〇七分〇九秒 五・九四メートルの地点
- (18)点 (17)点から 二八七度〇七分二秒 二・四五メートルの地点
- (19)点 (18)点から 二九五度五七分五一秒 一・九六メートルの地点

(注) 座標は、世界測地系による。

告示の日から三週間

○宮城県告示第九百六号

塩竈市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 塩竈市北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・六・一八〇号駅前南通線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

岩沼市館下一丁目の一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第九百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出する

ことができる。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・二・一〇号河南石巻工業港線

三・二・二〇号門脇流留線

三・四・一〇号新橋双葉線

三・四・一六号石巻駅本草園線

三・四・一七号門脇稲井線

三・二・一八号南光門脇線

三・四・一一三号矢本大曲線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

石巻市双葉町、大街道東二丁目、門脇字元明神、同字明神、同字捨喰、同字浦屋敷、中屋敷二丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股四丁目、三ツ股三丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南四丁目、大街道南三丁目、大街道東三丁目、南光町二丁目、南光町一丁目、門脇町五丁目、南浜町四丁目、南浜町三丁目、雲雀野町一丁目、宜山町、門脇町四丁目、門脇町三丁目の各一部

東松島市矢本字一本杉、同字中田、同字新沼、同字南浦、同字蜂谷浦、同字関の内、大曲字横沼、同字新田の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

石巻市双葉町、南光町二丁目、門脇字元明神、同字元捨喰、同字捨喰、同字浦屋敷、中屋敷一丁目、新館三丁目、新館一丁目、中浦二丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道南四丁目、大街道南二丁目、大街道東三丁目、大街道東二丁目、宜山町、南光一丁目、南浜四丁目、雲雀野町一丁目、門脇五丁目、門脇三丁目の各一部

東松島市矢本字一本杉、同字中田、同字新沼、同字南浦、同字蜂谷浦、同字関の内、大曲字横沼、同字新沼、同字堺堀、同字西田、同字寺前、同字寺沼、同字上納南、同字上納、同字関の内、赤井字鷺塚の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（震災復興部基盤整備課）及び東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（震災復興部基盤整備課）及び東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十四年十一月二十七日から平成二十四年十二月十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年十一月二十七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市小松字稔田百十二番一
株式会社矢部プロカッティング

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二ネクスコート泉中央の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム抱優館八乙女

附 則

この告示は、平成二十四年十一月二十七日から施行する。

○宮選管告示第百二十六号

第四十六回衆議院議員総選挙において、宮城県内の小選挙区選出議員の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第一条第七項の規定による候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができ

きる候補者届出政党一政党当たりの政見放送の回数は、次のとおりとする。

平成二十四年十一月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県における候補者届出政党の届出候補者数	テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
一人又は二人の場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	--	東北放送株式会社	一
三人から五人までの場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	--	東北放送株式会社	一
六人の場合	株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送 株式会社東日本放送	--	東北放送株式会社	二

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島瀧波崎崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまたは固定式さし網漁業（以下「またら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十五年一月一日から平成二十五年二月二十八日まで

二 操業区域

石巻市網地島瀧波崎崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

平成二十五年一月一日から平成二十五年二月二十八日まで
四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、操業期間内においては、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合及び他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

6 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

7 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるよう努めるとともに、定められた操業ルールを遵守しなければならない。

（別紙）

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式さし網漁業の制限（平成二十四年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）（四の届出）（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅

滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表（様式第三号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第一 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろつ装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

（漁獲成績報告書）

第五 委員会指示五の6の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

- 1 操業期間 平成25年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島瀬波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km
km	x	張り	=	km

合計 張り km

5 届出理由

以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号
この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会長 畠山 喜勝 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式さし網漁業変更届出書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船名
- 3 変更の内容

項目	変更前	変更後

4 変更の理由

(A4縦)

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第	号
氏名		印	船名	
刺網の規模	目合： 寸 分 (cm)	乗組員		人
	総延長： m・使用反数： 反			

年 月分

日	漁場番号	水深 (m)	数量 (kg)	尾数 (尾)	金額 税抜き (千円)	作業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網 ・ 留さし網
2						朝さし網 ・ 留さし網
3						朝さし網 ・ 留さし網
4						朝さし網 ・ 留さし網
5						朝さし網 ・ 留さし網
6						朝さし網 ・ 留さし網
7						朝さし網 ・ 留さし網
8						朝さし網 ・ 留さし網
9						朝さし網 ・ 留さし網
10						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
11						朝さし網 ・ 留さし網
12						朝さし網 ・ 留さし網
13						朝さし網 ・ 留さし網
14						朝さし網 ・ 留さし網
15						朝さし網 ・ 留さし網
16						朝さし網 ・ 留さし網
17						朝さし網 ・ 留さし網
18						朝さし網 ・ 留さし網
19						朝さし網 ・ 留さし網
20						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
21						朝さし網 ・ 留さし網
22						朝さし網 ・ 留さし網
23						朝さし網 ・ 留さし網
24						朝さし網 ・ 留さし網
25						朝さし網 ・ 留さし網
26						朝さし網 ・ 留さし網
27						朝さし網 ・ 留さし網
28						朝さし網 ・ 留さし網
29						朝さし網 ・ 留さし網
30						朝さし網 ・ 留さし網
31						朝さし網 ・ 留さし網
旬計						
合計						

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、金華山山頂真南の線以西の仙台湾（共同漁業権区域を除く。）における流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の操業について、次のとおり制限する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の届出

流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出（様式第一号）をしなければならない。また、届出の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、委員会に届出（様式第二号）をしなければならない。

三 操業の条件及び制限

1 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の届出を必要とする業種の操業は、次のとおり行わなければならない。

(一) 流し網漁業、はえなわ漁業及びはもどう漁業の漁具の敷設時間は、原則として日没から日の出までとしなければならない。

なお、流し網漁業及びはえなわ漁業の漁具の敷設深度は、航行船の安全が十分確保できるものでなければならない。

(二) 漁具の標識

宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条の規定を遵守しなければならない。

2 着業状況報告書の提出の義務

二による着業の届出をした者は、操業した漁業ごとに着業状況報告書（様式第三号、様式第四号又は様式第五号）を操業期間終了後速やかに、委員会に提出しなければならない。

様式第1号

流し網、はえなわ、はもどう漁業着業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合（又は届出者）

㊦

下記のとおり、流し網、はえなわ、はもどう漁業の着業をするので届け出ます。

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	操業時期	届出者		着業業種		
						住所	氏名	流し網	はえなわ	はもどう

着業業種の欄には、着業する業種（漁業）に○印を記入する。

様式第4号

はえなわ漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	1張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	はえなわ 1張り当たりの使用針数:	本
総トン数	トンの 規 模	総 使 用 張 り 数: 張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	(何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	その他	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	費 (千円)		経費合計 (千円)
		人件費	その他	

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業着業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名	乗組員数	人
船名	1張り当たりの総延長:	m
漁船登録番号	はもどう 1張り当たりの使用どう数:	個
総トン数	トンの 規 模	総 使 用 張 り 数: 張り
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	(何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		計	まなご	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	費 (千円)		経費合計 (千円)
		人件費	その他	

所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十四年十二月一日から平成二十五年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けた者及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分

一点工 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二二分

○宮城海区漁業調整委員会公示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十四年十一月二十七日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十四年十二月三日 午後二時から 午後二時三十分まで	仙台市青葉区本町三・八・一 宮城県庁行政庁舎十六階 一六〇一会議室	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について